

# 1 配偶者居住権の新設

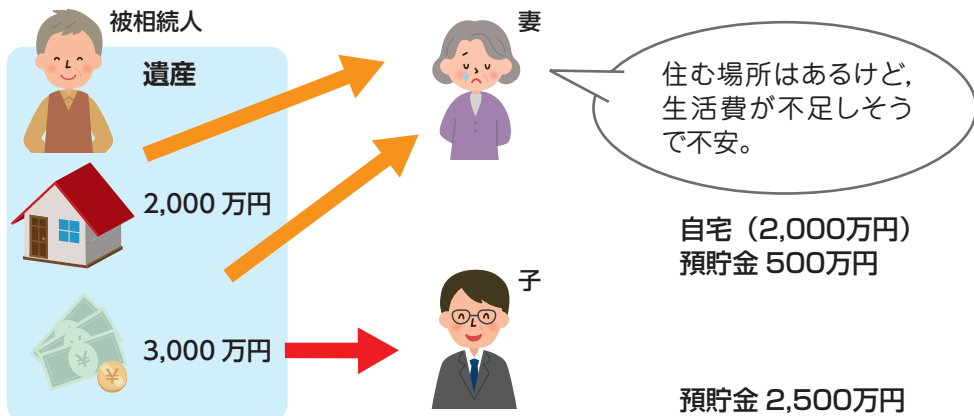
**Point** ※2020年4月1日(水)施行

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。(9ページ Q2 & Q3 参照)

## 現行制度

配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

**事例** 相続人が妻及び子、遺産が自宅(2,000万円)及び預貯金(3,000万円)だった場合  
妻と子の相続分 = 1 : 1 (妻 2,500万円 子 2,500万円)



## 改正によるメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。

